

《ウェーブ 女性のための相談室》

電話相談

月・木曜日（1回40分程度）
10:00~12:00/13:00~16:00
0798-64-9499

面接相談

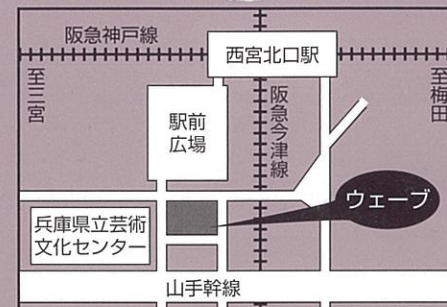
火・水・土曜日（1回50分/要予約）
10:00~12:00/13:00~15:00
予約…0798-64-9498（月~土曜日9:00~17:00）

法律相談

第3金曜日（1回30分/要予約）
14:00~17:00
予約…0798-64-9498（月~土曜日9:00~17:00）

※ 相談は無料、秘密厳守です。
※ いずれの相談と予約は、年末年始、祝日を除きます。

西宮市男女共同参画センター ウェーブ



阪急西宮北口駅南口から約100M
プレラにしのみや4F

《女性の相談機関リスト》

◇公共の相談窓口

・西宮市市民相談課	0798-35-3100	・兵庫県弁護士会 総合法律センター	078-341-1717
・西宮市子育て支援グループ	0798-35-3089	・尼崎公証人合同役場	06-6411-2777
・兵庫県立女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	・西宮警察署	0798-33-0110
・神戸家庭裁判所 尼崎支部	06-6438-3781	・甲子園警察署	0798-41-0110
		・兵庫県警なんでも相談	078-361-2110

◇近隣の男女共同参画センター

・兵庫県立男女共同参画センター	078-360-8551	・芦屋市女性センター	0797-38-2022
・尼崎市女性センター	06-6436-8636	・宝塚市立男女共同参画センター	0797-86-3488
・川西市男女共同参画センター	072-759-1857	・あかし男女共同参画センター	078-918-5614
・神戸市男女共同参画センター	078-361-8361	・伊丹市立婦人児童センター	072-772-1078
・三木市女性センター	0794-89-2354	・高砂市男女共同参画センター	0794-43-9134
・姫路市男女共同参画推進センター	0792-87-0801	・三田市まちづくり協働センター	079-563-8000

◇民間の相談機関

・フェミニストカウンセリング神戸	078-360-6211	・ウィメンズセンター大阪	06-6632-7011
・フェミニストカウンセリング堺	072-224-0663	・ウィメンズカウンセリング京都	075-222-2133

※カウンセリングは有料です。詳細は直接お問い合わせください。

〈電話相談〉

・全国共通DVホットライン	0120-956-080	・W・Sひょうご	078-251-9901
・日本DV防止・情報センター	078-822-0284	・ウィメンズネット・こうべ	078-731-0324

※電話相談は無料です。

ドメスティック・バイオレンスを考える

—夫・恋人からの暴力は犯罪です—

西宮市

女性を支配する

夫婦や恋人同士などの親しい関係の中でおこる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。

「暴力」とは、殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的、経済的、社会的、性的な暴力、すべてを含んでいます。それらの暴力は手段であり、目的は、自分の思い通りに「女性を支配する」ことにあります。

あなたには、
こんな経験はありませんか？
あなたとパートナーのこととして考えてみてください

あなたは

彼を満足させるために頑張ってしまうので、疲れ果ててしまう

彼の機嫌をそこねないか、いつもヒヤヒヤしてる

自分の意見や気持ちをはっきりと正直に彼に伝えるのがためらわれる

彼の機嫌が悪いのは、自分のせいだと思う

彼の承諾を得ないと、何事も決められない

彼が嫌がるので友だちと出かけるのを控えている

自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思っている

親しい間柄の暴力や暴言は、だれかに相談するようなことではないと思っている

彼は

あなたが友だちと電話していると不機嫌になる

家族や家はこうあるべきと、思っていることを押しつける

「おまえなんか誰にも必要とされない役立たずだ」とあなたに言う

まるで、あなたがいないような、存在を無視した振る舞いをする

直接殴らないが、物にあたり大きな音をたてる

あなたの帰宅時間が遅いと不機嫌になる

人前で冗談めかして、あなたをバカにした言い方をする

DVは社会の問題です

女性と男性は対等な存在ではなく、男性は女性よりも優位であるという考え方が、現在でもまだ見受けられます。女性であることを理由におとしめられるのは、被害者の女性だけの問題ではなく、女性の人権が尊重されていない社会のあり方の問題です。今まで、DVは夫婦や恋人関係における個人的な問題としてとらえられていたので、外部が関与しにくい側面がありました。しかし、どんなに親密な関係にあっても暴力は犯罪行為なのです。

殴る蹴るだけが暴力ではありません

- ・身体的な暴力…殴る蹴る、物を投げる、ドアや壁を蹴る、刃物などを突きつける
- ・精神的な暴力…存在を無視する、大切にしているものを壊す、殴るふりをする、大声で怒鳴るなど、身体に傷やあざの残らない、こころにダメージを与える暴力全般を言います。

《言葉の暴力》

口汚く罵る、「殴るぞ」「出て行け」など言葉でおどす、「誰のおかげで生活できるんだ」と言う

《社会的な暴力》

電話や行動を監視する、実家や友人との付き合いを制限する、何回も電話を入れて出ないと怒る

《経済的な暴力》

生活費を渡さない、働きに出ることを嫌がる、お金を取り上げる、お金の使い方を細かくチェックする

《性的な暴力》

みたくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる、セックスを強要する、避妊に協力しない、暴力によってセックスを強要する

《子どもを利用した暴力》

子どもへの暴力をほのめかす、子どもに妻の欠点を繰り返し聞かせる

DVに対する思い込みや誤解が、解決を難しくさせています

・殴られるほうも悪かったんじゃないの？

「被害を受けた女性にも落ち度がある」という考え方があるため、暴力を受けているにもかかわらず被害者自身が自分を責めてしまいます。暴力をふるう男性も「お前が悪いからだ」と、暴力を正当化します。しかし、どんな理由があっても暴力は許されません。

・暴力をふるうような人にはみえないけれど…

加害者には、人あたりがよく問題がないようにみえる人、社会的な地位や信用のある人も少なくないため、「まさか、あの人が」と被害者の言葉を信じてもらえない場合が多いのです。暴力をふるう男性をひとつのタイプに決めることはできません。

・なぜ、逃げないの？

繰り返される暴力により、被害者は自分を信じる力、生きる力を徹底的に削がれています。その上、逃げたあとの経済的な不安や子どもから父親を奪ってもいいののかという葛藤から決断できないことも多いのです。また、友人や親族にも迷惑をかけるかもしれない不安や、安全な避難場所がないことも逃げられない理由になっています。

周りの人が「してはいけないこと」と「できること」があります

周りの人の言葉は、悪意がなかったとしても被害者をさらに傷つける「二次被害」になる場合があります。例えば、友人と会っている間に頻りに電話をかけてくる、どこに行くにも送り迎えする、それらは被害者の自由を奪い行動を監視する「社会的暴力」です。DVであるにもかかわらず、「愛されているのね」「彼ってやさしいわね」などの言葉をかけられると、被害者は自分の気持ちを理解してもらえず絶望感や孤立感を深めることになってしまいます。

被害者の周りにいる人が、「あなたは悪くない」「あなたの言葉を信じる」という態度で話を聴くことは解決の一步に繋がります。その際、考えを押しつけるのではなく、被害者自身がどうしたいのか、被害者の主体性を尊重することが大切です。

また、警察、配偶者暴力相談支援センター、そのほかの相談機関など、DVに対応できる機関（裏表紙参照）の情報を伝えることも重要です。

改正DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

2001年10月にDV防止法が施行され、配偶者間の暴力は、犯罪であり、重大な人権侵害であると規定されました。2004年にはより実効性のある内容へと改正されました。配偶者からの暴力に対し、通報、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止を図ることを目的としています。

法律の対象は女性に限られていませんが、被害者の多くが女性であることから、女性被害者を念頭においた規定になっています。

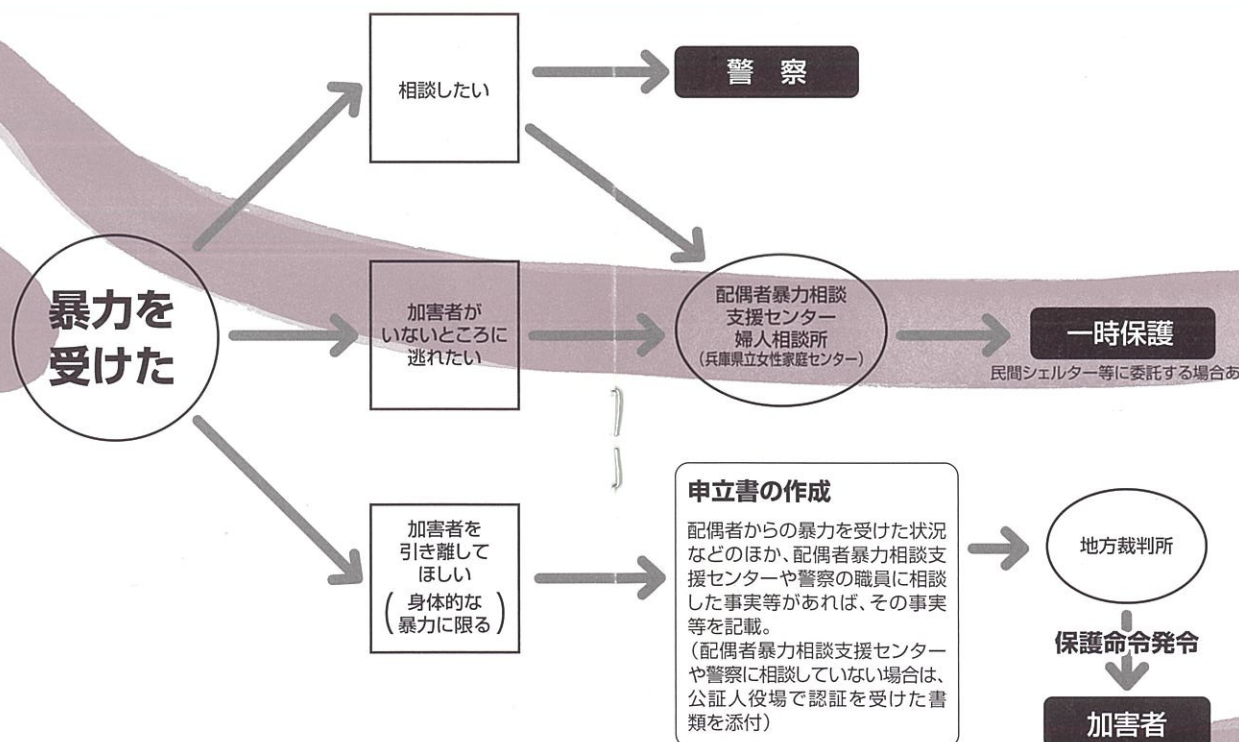
* 離婚後の暴力も対象です

配偶者とは	・ 婚姻届を出している場合と婚姻関係と同じような関係（事実婚、内縁）にある者 ・ 離婚後（内縁解消も含む）も引き続いて暴力を受ける場合は、元配偶者も含まれる
配偶者からの暴力とは	身体的な暴力と精神的な暴力

* 国、地方公共団体はDVを防止し、被害者を保護する責任があります

配偶者暴力相談支援センター	被害者の一時的な保護のためシェルターの提供、相談、カウンセリング、情報提供などを行う
警察	被害者から援助の申し出があった場合、暴力の制止、被害者の保護、被害の発生防止のために必要な措置をとる

暴力の防止及び被害者の保護に関する法的な流れ



* 被害者は、裁判所に「保護命令」を求めることができます

裁判所は、被害者の申立てにより、生命、身体に危害を受ける恐れがある場合、加害者に対し「接近禁止命令」「退去命令」を命じます（ただし、身体的暴力に限られています。）。保護命令を守らない配偶者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

接近禁止命令	6ヵ月間のつきまとい、徘徊禁止命令	被害者および被害者と同居する未成年の子ども（15歳以上は本人の同意がある場合）につきまとうこと、被害者の住居、勤務先、学校などの付近を徘徊することを禁止。再度の申立てが可能
退去命令	2ヵ月間の退去命令	被害者と同居していた住居からの退去。再度の申立てが可能

* 「申立書」は、警察、配偶者暴力相談支援センターにあります

申立て人の住所地、居住、暴力をふるわれた土地、あるいは加害者の住所地、いずれの土地を管轄する裁判所でも申立てをすることができます。裁判所は原則として、相手側の言い分も聞いた上でなければ保護命令を発することができません。しかし、危険が予測できる場合はその旨を伝え、顔を合わせない、帰る時間をずらせるなどの措置を求めることができます。また、緊急の場合は、加害者から事情を聞くことなしに発令される緊急保護命令の制度が規定されています。



DVは児童虐待です

DVは、家庭内でおこるため、一緒に生活する子どもにも影響を与えます。直接、暴力を受けなくても、母親が殴られているのを目撃する、大声を聞く、荒れた部屋をみることは、恐怖の体験です。子どもが家庭で安心して、安全に暮らす権利を奪っていることとなります。暴力を人間関係の問題解決の方法として、また、感情表現として学んでしまうことも少なくありません。暴力のある環境で育つことは、子どものためにはならないのです。

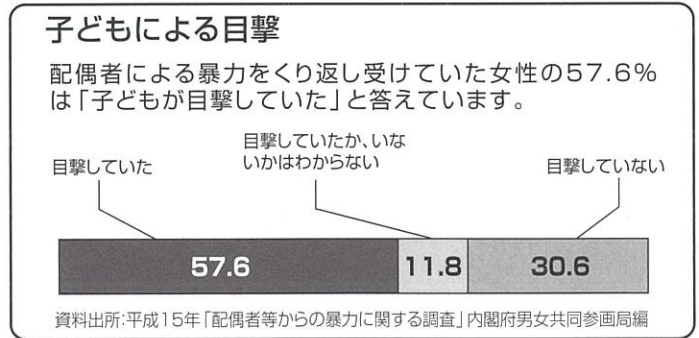
2004年に改正された児童虐待防止法には、DVの目撃は子どもへの心理的虐待であるということが盛り込まれました。

児童虐待防止法

「児童虐待の防止等に関する法律」

(児童虐待の定義)

第二条 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



あなたは悪くない

ウイメンズカウンセリング京都代表
井上摩耶子さん

あなたに暴力の責任はない

ドメスティック・バイオレンスの責任は、暴力をふるわれる側にはありません。「おまえが殴らせるようなことをするから」「おまえが怒らせるようなことをするから」とDV加害者は暴力の責任転嫁をします。長い間、そう言われ続けると「ひょっとして、私が悪いから殴られているのか?」と自分自身を疑ってしまいます。これは、心の危機です。何が本当で、何が本当でないのかわからなくなってしまいますからです。

アメリカの多くのDV加害者研究が明らかにしているように、彼らは自分の欲求不満やストレスを、自分より弱い立場にある妻や子どもに暴力をふるうことによって解消しているにすぎません。あなたは悪くないのです。

あなたは暴力から自由になる権利がある

世間一般に「安全な場」と信じられている家庭のなかで、暴力を受けていることほど孤独な経験はないでしょう。そして、DV加害者はあなたに秘密と沈黙を強い、「こんな恥ずかしいことを誰にも言うはずがない」とたかをくくっています。しかし、恥ずかしいことをしているのは、彼であってあなたではありません。

DVは「女性への人権侵害としての犯罪」なのです。あなたには、暴力から自由になる援助(サポート)を受ける権利があります。

ひとりで恥辱感や罪悪感や自責感にさいなまれ続けることは、自己尊重感を低下させ、あなたの心の傷も深くなるばかりです。DV問題にきちんと取り組んでいる相談機関にサポートを求める勇気をもってください。「女性による女性のための」フェミニストカウンセラーなら、あなたの気持ちに共感し、あなたを理解し、問題解決の道をいっしょに考えてくれるでしょう。

あなたはひとりではない

DVはあなただけにかかわる個人的問題ではなく、私たち女性全体にかかわる社会的・政治的問題です。社会的、経済的、身体的に優位にある男性が、暴力によって弱者である女性や子どもを支配・コントロールするのがDVですが、この暴力の構図は男性中心社会のいたるところにみられます。職場や学校でのセクハラもその一例です。

このような「男性から女性への暴力」の根底には、女性差別意識やジェンダー意識、つまり「男らしさ」や「女らしさ」へのこだわりがあります。現在、DVの渦中にあるあなたの問題にみんなで取り組むことによって、私たち女性もこのこだわりから解放され、もっと自由で、平等で、人権を尊重される生き方を発見することができるでしょう。

シスターフッド(女性の友情)を信じて、相互エンパワメント関係を築きましょう!

